

# 令和5年度実地指導における主な指摘事項

# 令和5年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	人員配置基準について	共同生活援助	令和〇年〇月以降、従業員の常勤換算を行っていないため、人員配置基準を満たしているか否かが不明となっている。	令和〇年〇月以降について、人員配置基準を満たしているか、常勤換算表を提出すること。 また、サービス提供職員が人員配置基準を満たさない場合は、人員欠如減算を行い過誤調整すること。
指定基準	重要事項の説明及び同意について	就労継続支援B型	契約締結後に、重要事項の説明を行った事例がある。	利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項の説明は、契約締結前に行うこと。
指定基準	サービスに係る計画の作成等について	就労継続支援B型	個別支援計画について、利用者から文書により同意を得ていないケースがある。	個別支援計画について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
指定基準	契約支給量の報告等について	就労継続支援B型	サービスの利用に係る契約を締結（又は変更）したときに、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告していない。	サービスの利用に係る契約を締結（又は変更）した場合には、遅滞なく市町村に報告すること。
指定基準	サービスの提供記録について	生活介護	支給決定障害者から、サービスを提供したことについての確認を受けていない。	利用者に対しサービスを提供した際には、提供日、内容その他必要な事項を記録するとともに、利用者から確認を受けること。

## 令和5年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	サービスの提供記録について	就労継続支援A型	サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度、記録する必要があるが、月ごとの記録で、開始時間・終了時間と送迎の有無しか記録していない。	サービスの提供の都度、内容その他の必要な事項を記録すること。 なお、事業場以外の場所でサービスを提供したときは、当該場所をその他必要な事項として記録すること。
指定基準	サービスの取扱方針について	施設入所支援	提供するサービスの質の評価を行っていない。	施設及び事業者は、その提供する福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。
指定基準	賃金及び工賃について	就労継続支援A型	生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていないため、経営改善計画書を県に提出すべきところ、提出していない。	県へ経営改善計画書を提出すること。
指定基準	工賃の目標設定について	就労継続支援B型	設定すべき工賃の目標水準を設定していない。	年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県へ報告すること。

# 令和5年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	勤務体制の確保等について	施設入所支援	パワーハラスメント（又はセクシャルハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。	左記について、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ適切に対応するための体制整備等の必要な措置を講じること。
指定基準	非常災害対策について	放課後等デイサービス	地震、火事に関する非常災害対策計画はあるが、風水害（又は津波）に関する計画がない。	風水害（又は津波）に関する具体的な計画も立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知すること。
指定基準	衛生管理について	施設入所支援	感染症及び食中毒の発生及びまん延防止のための対策検討委員会の設置が確認できない。	感染症等対策委員会を定期的に開催するとともに、感染症等が流行する時期等を勘案して、必要に応じ随時開催すること。また、その結果について記録し、従業員に対し、周知徹底を図ること。
指定基準	虐待の防止について	施設入所支援	虐待を防止するための対策を検討する委員会について設置・開催されていない。	左記について速やかに設置すること。 なお、開催については年に1回以上とし、身体拘束の適正化のための検討委員会と併せての開催も可能であることに留意すること。
指定基準	身体拘束等の禁止について	放課後等デイサービス	身体拘束等の適正化のための研修の実施を記録で確認できない。	身体拘束等の適正化のための研修の実施した際は、その内容を記録しておくこと。

# 令和5年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	利用者からの預かり金の管理について	共同生活援助	利用者からの預かり金について、管理規程、保管依頼書（契約書）を作成していない。	利用者からの預かり金について、複数の者による相互チェック及び管理者が自主点検する体制等を定めた管理規程を定め、当該規程に従って預り金を管理すること。
変更の届出等	業務管理体制の届出について	生活介護	法人の代表者に変更があったが、変更の届出をしていない。	届出事項に変更が生じた場合は、変更の届出を行うこと。
報酬	欠席時対応加算について	就労継続支援B型	欠席時対応加算を算定しているが、相談援助等の内容等を記録により確認できない。	欠席時対応加算については、利用者が急病等によりサービス利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定できるものであることから、同様の事例がないか、過去5年間の実績について自主点検を行い、点検結果を報告するとともに、過大請求分について過誤調整すること。
報酬	個別支援計画未作成減算等について	就労継続支援A型	個別支援計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用せずに報酬を請求している事例がある。 また、個別支援計画について利用者等から同意を得た日を記載していない。	個別支援計画未作成の期間につき報酬を過誤調整により返還すること。 個別支援計画について利用者等から同意を得た日を記載すること。